

令和3年8月3日付け県公報第232号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年3月25日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
林野庁関東森林管理局
- 2 作業の種類
公共測量（標高データ（地図情報レベル500、0.5メートルメッシュ））
- 3 作業期間
変更前 令和3年7月21日から令和4年1月31日まで
変更後 令和3年8月2日から令和4年3月18日まで
- 4 作業地域
駿東郡小山町須走外